

泉佐野市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）又は戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定により住民票の写し等を第三者に交付した場合において、登録をした者（以下「登録者」という。）に対し、その交付の事実を通知する制度（以下「本人通知制度」という。）に関し、必要な事項を定めることにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住民基本台帳法の規定による住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、戸籍の附票の写し、消除された住民票の写し及び消除された戸籍の附票の写し
- (2) 戸籍法の規定による全部事項証明、個人事項証明、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた全部事項証明又は個人事項証明、除かれた戸籍の謄本又は抄本及び除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書

2 この要綱において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 住民基本台帳法第12条第1項又は同法第20条第1項の規定により前項第1号の証明書等を請求する者の代理人
- (2) 住民基本台帳法第12条の3又は同法第20条（第1項及び第2項を除く。）の規定により前項第1号の証明書等を請求する者
- (3) 戸籍法第10条第1項（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により前項第2号の証明書等を請求する者の代理人
- (4) 戸籍法第10条の2（第2項を除き同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により前項第2号の証明書等を請求する者

(対象者)

第3条 本人通知制度の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳又は戸籍の附票に記録されている者（消除された住民票又は除かれた戸籍の附票に記録されている者を含む。）
- (2) 戸籍法の規定により本市が作成した戸籍（除かれた戸籍を含む。）に記載されている者

2 前項の規定にかかわらず、国内に住所を有しない者、死亡した者又は失踪の宣告を受けた者は対象としない。

(登録の申請)

第4条 本人通知制度の利用を希望する者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ泉佐野市本人通知制度登録申請書(様式第1号)により、市長に提出し、登録の申請をしなければならない。

2 前項の場合において、申請者は、本人による申請であることを証するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年内閣府・総務省省令第3号)第1条又は第2条第3項の規定による書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 第1項の申請を代理人によりしようとするときは、前項に定めるもののほか、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 法定代理人 戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類。ただし、本市に備え付けの公簿等の記載により当該事実が判明する場合は、これを省略することができる。

(2) 任意代理人 委任状

4 第1項の規定による申請については、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により、行うことができる。この場合において、申請者は本人確認書類の写しを併せて提出することにより、当該申請を行っている本人であることを明らかにしなければならない。

(登録)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、泉佐野市本人通知制度登録者名簿(様式第2号。以下「登録者名簿」という。)に申請者の氏名、住所、登録年月日、その他必要な事項を登録するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録者名簿に登録したときは、登録者であることを確認できるよう必要な措置を講じなければならない。

(登録完了通知)

第6条 市長は、前条の規定により登録者名簿に登録を行ったときは、泉佐野市本人通知制度登録完了通知書(様式第3号)により、申請者にその旨を通知するものとする。

(登録内容の変更等)

第7条 登録者は、氏名、住所、その他登録をした内容に変更が生じたとき、又は登録を廃止しようとするときは、泉佐野市本人通知制度登録(変更・廃止)届出書(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

2 第4条第2項から第4項までの規定は、前項の届出について準用する。

3 市長は、第1項の申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、登録者名簿における当該事項を変更し又は廃止するものとする。

4 市長は、前項の規定による変更又は廃止を行ったときは、泉佐野市本人通知制度登録内容（変更・廃止）完了通知書（様式第5号）により、申請者にその旨を通知するものとする。

（本人通知）

第8条 市長は、第三者からの請求により登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、泉佐野市住民票の写し等交付通知書（様式第6号、第6号の2、第6号の3）により当該登録者に次に掲げる事項を通知するものとする。ただし、市長が当該請求について、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 住民票の写し等の交付年月日

(2) 交付した住民票の写し等の種別及び通数

(3) 交付申請者の種別（第三者・代理人・職務上請求）ただし、第2条第2項第1号及び第3号に規定する代理人の場合は、その氏名及び住所

（登録の廃止）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該登録を廃止するものとする。

(1) 第7条の規定による廃止の届出があったとき。

(2) 第8条第1項の規定による通知書が返戻されたとき

(3) 登録者が国外に転出したとき

(4) 登録者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたとき。

(5) 住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により登録者の住民票が職権消除されたとき。

(6) その他市長が特に事前登録を廃止する必要があると認めたとき。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年2月15日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 この要綱施行前に、第5条に規定する事前登録を行なっている者については、改正前要綱第6条の規定は適用せず、改正后要綱第6条に規定する廃止の届出を行なった者については従前のおりとする。

附 則

この要綱は、令和2年12月23日から施行する。